

接続料の算定等に関する研究会 事業者ヒアリング資料 【光サービス卸・フレキシブルファイバ】

2020年4月24日

ソフトバンク株式会社

1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

5.まとめ

1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

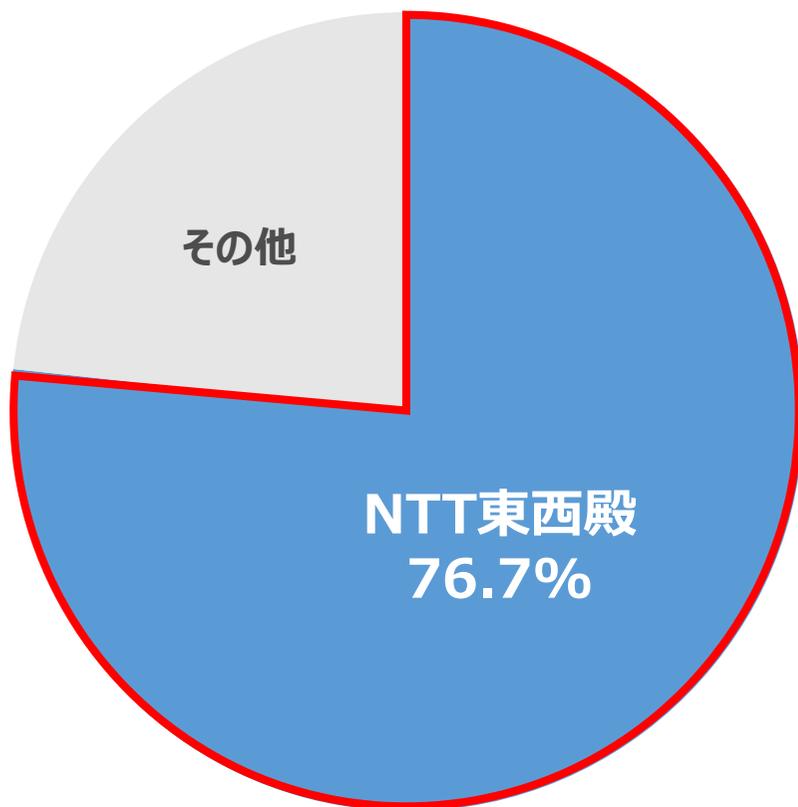
3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

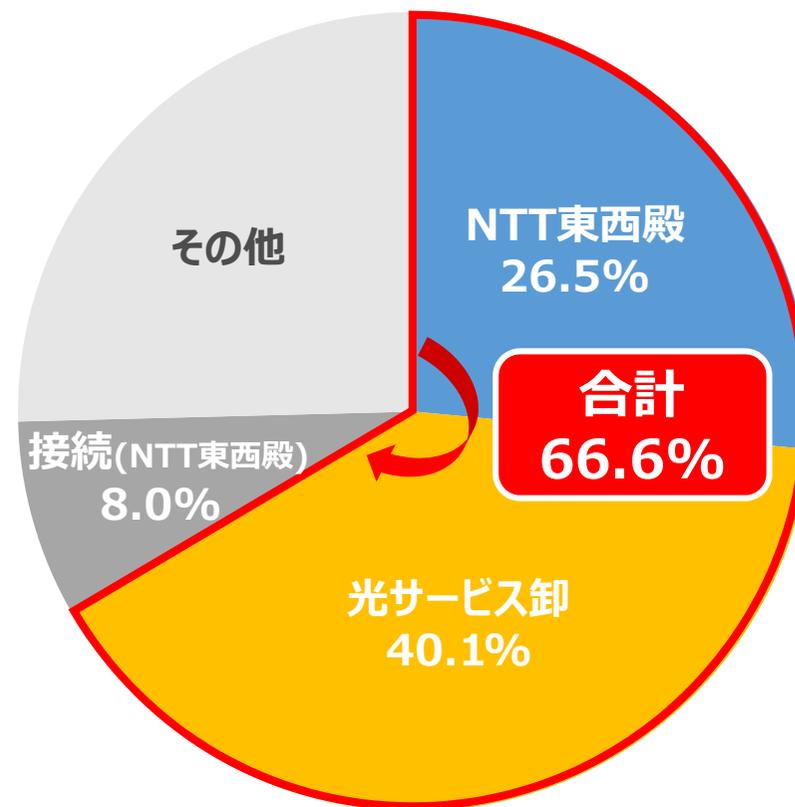
5.まとめ

設備・契約数とも、**NTT東西殿のシェアは圧倒的**

【光ファイバ回線の設備シェア】



【FTTH市場における契約シェア】



FTTH市場においてはNTT東西殿の独占性が強く、 光サービス卸開始後も価格競争は停滞

※接続料の算定等に関する研究会(第27回)参考資料より当社作成

円/月



*1 ISP料金(ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。
フレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(にねん割適用料金)
*2 ISP料金(ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。
フレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(光もともとと割適用料金)
*3 NTTドコモ→ISP料金(タイプA)を含む。月額料金は2年間の定期契約を条件とする。
ソフトバンク→ISP料金を含む。月額料金は2年間の定期契約を条件とし、
「おうち割光セット」の適用条件であるオプションメニューの料金(500円/月)は含まない

*4 KDDI→ISP料金(au one net)、端末設備使用料、HGWLレンタル料を含む。ずっとギガ得プランの料金
*5 ISP料金(so-net)、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金(2年継続契約)
*6 ISP料金、回線終端装置使用料を含む。
eo光ネット(ホームタイプ)100Mコースの料金(即割適用料金)

1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

5.まとめ

前回の当社主張のとおり、**接続メニューはあっても、 実質的な代替性はなし**

- ① 接続の場合、NTT東西殿以外採算がとれない
- ② 光サービス卸ユーザを接続に切り替える場合、切替インセンティブが働かない

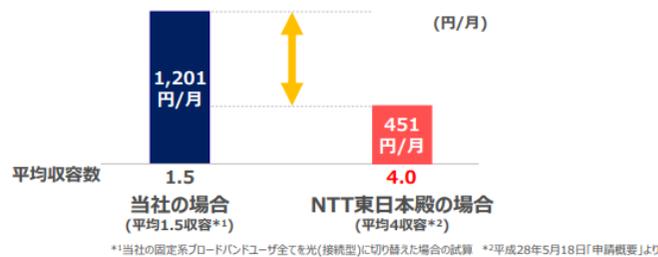
代替性評価・代替困難事由(接続)① 10

接続が複数ユーザ収容単位での提供のため、
NTT東西殿以外の事業者では採算がとれない

【NTT東日本殿エリアの場合】



事業者とNTT東西殿では**原価に大きな差分がある**



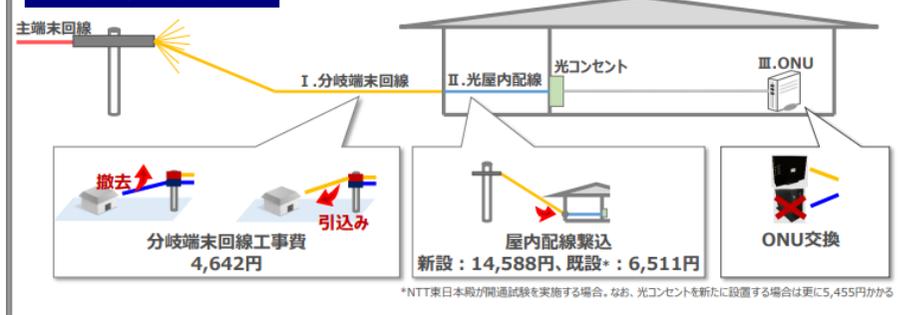
代替性評価・代替困難事由(接続)② 11

光サービス卸ユーザを接続に切り替える場合、
以下の理由から**ユーザの切替インセンティブが働かない**

- ① 接続メニューに係る**再申込が必要**
- ② **切替コストが発生**(下図参照)
- ③ **工事立会等のユーザ負担が発生**
- ④ **申請から切替実施まで時間を要する**

【切替コスト(NTT東日本殿エリアの場合)】 ※FY19の料金適用

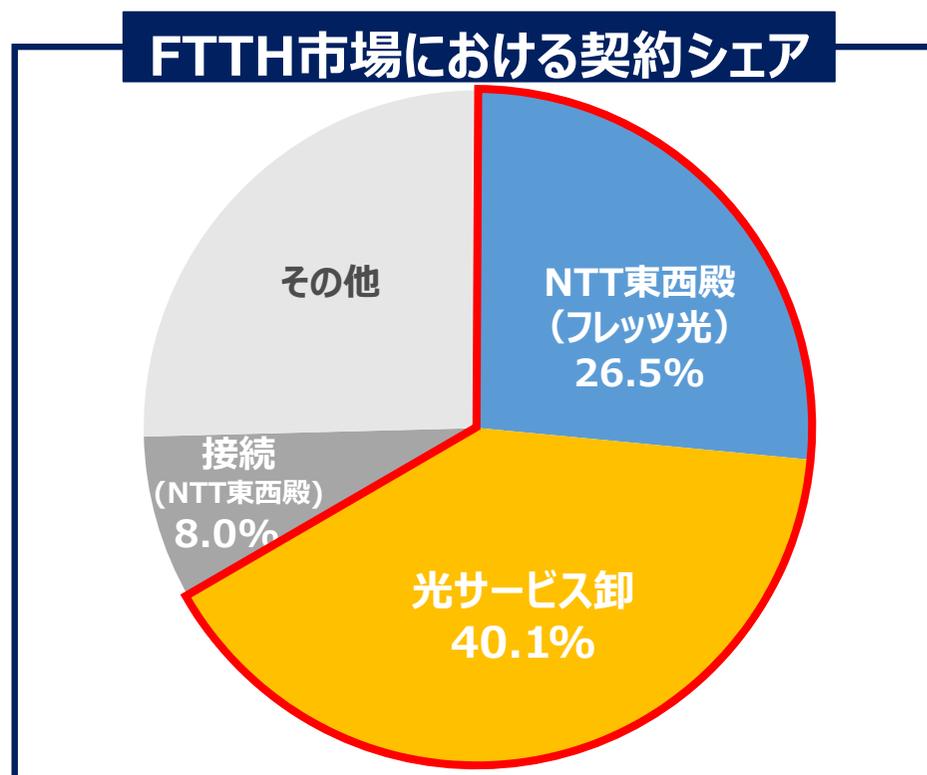
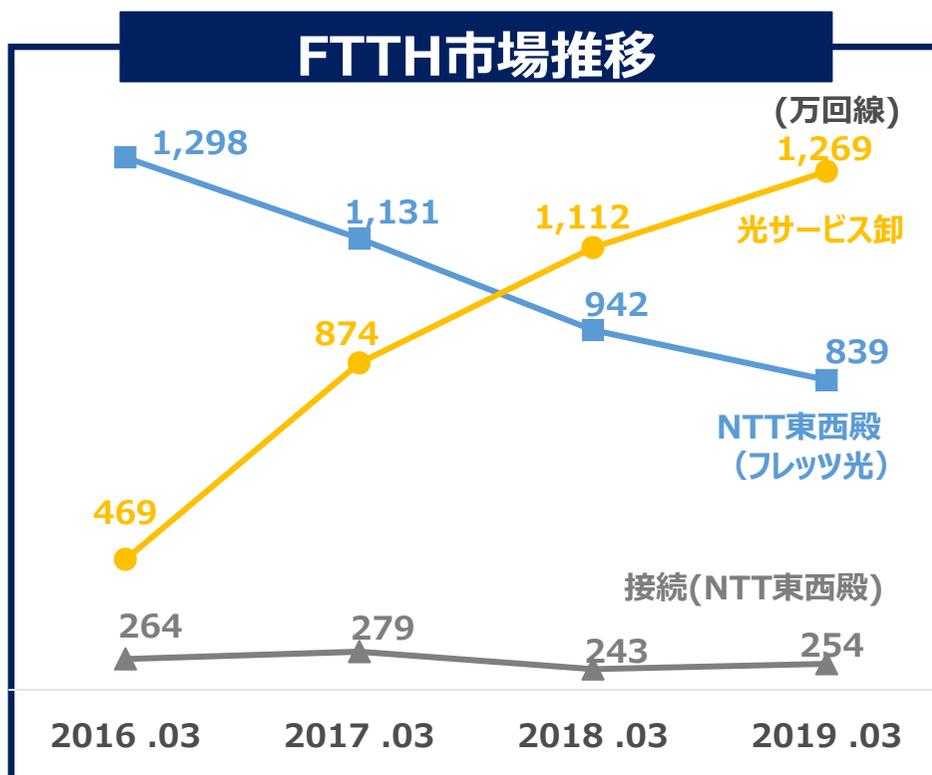
※切替期間：1~2ヶ月



※接続料の算定等に関する研究会(第28回)当社プレゼン資料より抜粋

FTTH市場の現状こそ光サービス卸の代替性が無い証左

- ✓ FTTH市場の2/3をNTT東西殿のフレッツ光を用いたサービスが占める
- ✓ 接続での提供数は停滞
- ✓ 残りも地域限定事業者が主で、全国的規模での競争はなし



※「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」より当社作成

従前より、**第一種指定電気通信設備は、**
以下の理由から、**厳格な規制が課されてきた**

- 電気通信サービスの利用者がその電気通信設備により他の利用者と通信を行う場合、必ず加入者回線を経由し、**電気通信事業展開上不可欠**であること
- 相当な規模設置することで、他の電気通信事業者に対して**圧倒的に強い交渉力を有し、優位な地位に立つ**こと



第一種指定電気通信設備を用いた
光サービス卸も実質的な状況は上記と同様

上記のような制度趣旨に鑑みると、
モバイル卸と同等以上に「**重点的な検証対象**」とすべき

	第一種指定電気通信設備	第二種指定電気通信設備
指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県ごとに50%超の加入者回線シェア ✓ 指定事業者はNTT東西殿のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務区域ごとに10%超の端末シェア ✓ 指定事業者はNTTドコモ殿、KDDI殿、沖縄セルラー殿、ソフトバンク
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続約款の認可制 ✓ 接続会計の整理義務 ✓ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続約款の届出制 ✓ 接続会計の整理義務

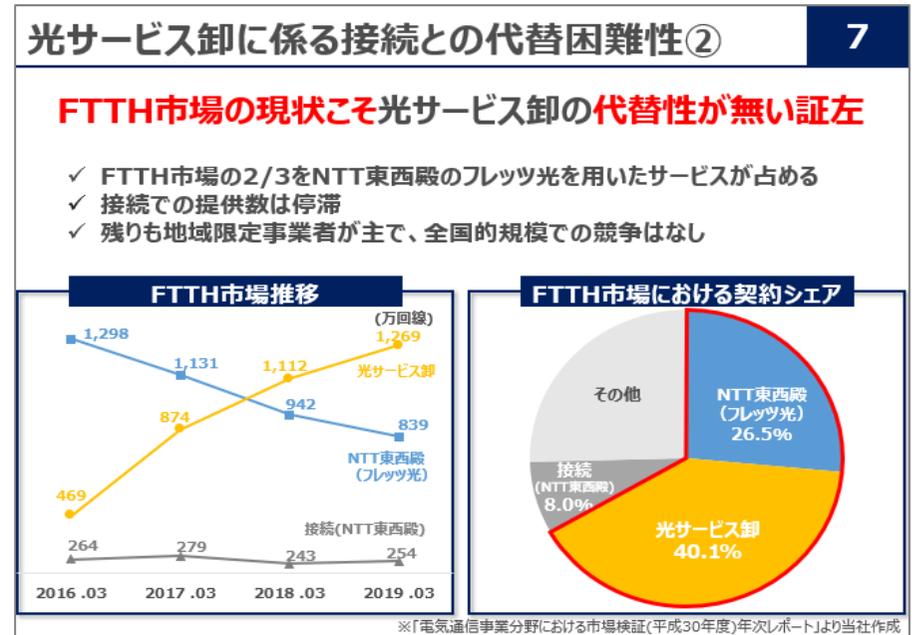
NTT東西殿フレッツ光を用いたサービスシェアは約66.6%をも占め、**NTT東西殿が実質的に、FTTHの市場価格を決定付けている**状況で、**なおかつ市場全体での価格競争は停滞している**



FTTH市場で公正競争が十分に働いているとは評価できず、**市場環境を踏まえても、「重点的な検証対象」として検証すべき**



※本資料4頁より抜粋



※本資料7頁より抜粋

1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

5.まとめ

光サービス卸に係るガイドライン*に基づき、
総務省において毎年度以下の検証が行われている

*「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」

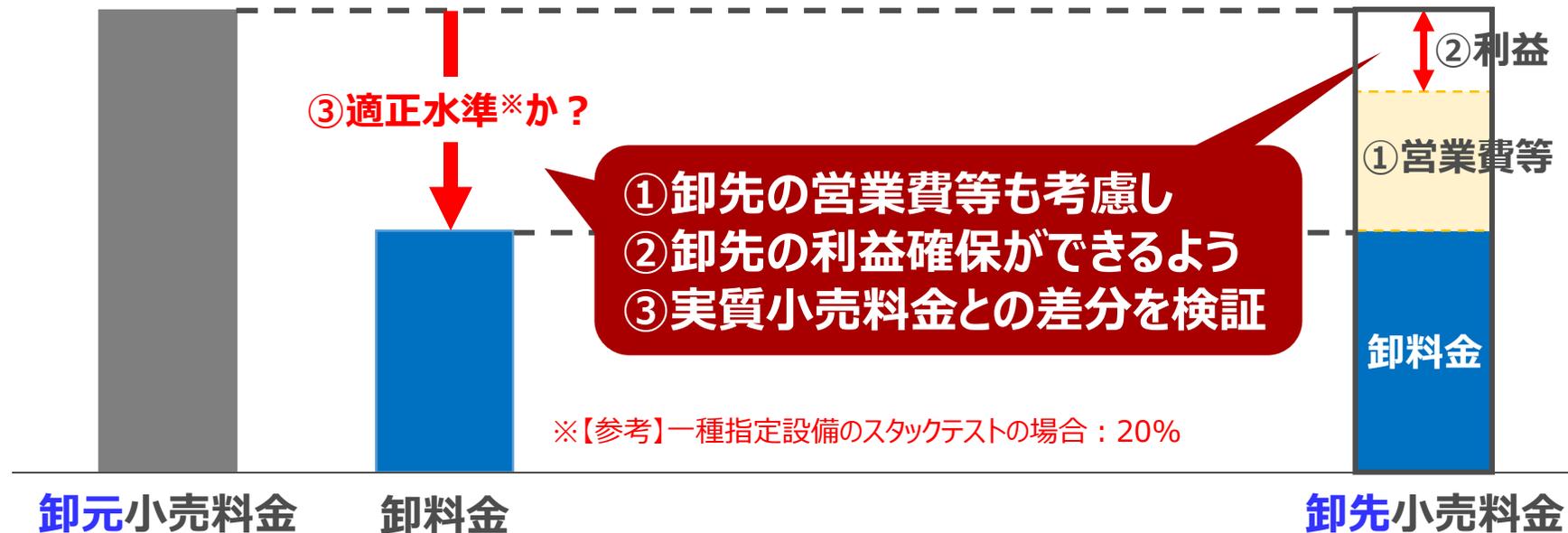
- ① 接続料水準を下回る卸料金が設定されていないか
- ② 利用者料金を上回る卸料金が設定されていないか



ただし光サービス卸料金の適正性確保のためには、
上記のような比較検証のみでは不十分

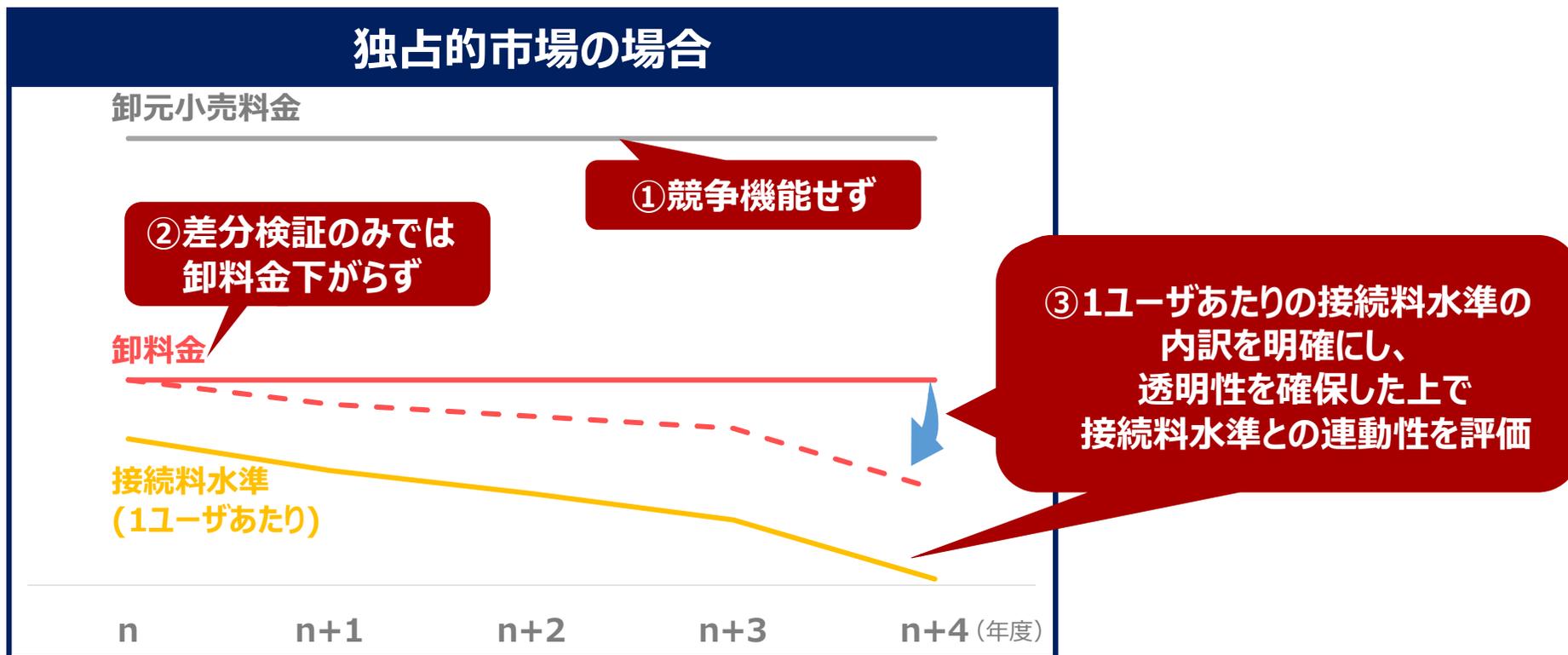
卸取引においては、卸元事業者の**実質小売料金**と
「競争可能な料金を卸先事業者が設定できるか」が重要

卸元小売料金との差分検証※により適正性確保されるべき
差分検証においては卸先が利益確保可能な水準担保が必要



ただし、FTTH市場のような独占市場では、
市場競争が十分に機能せず、価格競争も停滞

そのため、卸元小売料金との差分検証では不十分
1ユーザあたりの**接続料水準との連動性も評価すべき**



1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

5.まとめ

FFについては、総務省殿より以下の方針整理が提示された
FFはNTT東西殿の光提供エリア外における光整備スキーム
であり、**5G構築にあたってその重要性は益々高まる**



FFの制度的な位置づけについて、
**議論スケジュール・具体的な検討内容を明確にした
うえで、研究会での議論が急務**

※モバイル音声やコラボ光と比べても緊急性は同等レベル以上

○ 一方、「フレキシブルファイバ」は、構成員及び事業者から既設設備区間について接続により提供可能ではないかとの指摘がなされている等、制度的な整理について問題提起がなされているところであり、代替性を評価する前に、まずは、制度的な位置づけを明確にすることが必要。

具体的には、令和3年度接続料改定に際し、NTT東西からフレキシブルファイバに係る接続料規則第3条に基づく許可申請が行われた場合には、真に卸役務で行うべき部分に限って許可を行うなど、接続として取り扱う範囲を明確にすることが適当であり、設備投資促進の観点も踏まえながら、さらに研究会において検討を深めていくべき。

FF利用の有効性やニーズの高まりも踏まえ、「技術的に困難等の理由を除いた提供義務」や「差別的取り扱いの禁止」をガイドライン化すべき

フレキシブルファイバ（FF）利用の有効性 9

構築スピード及び運用保守面からも**FF利用が最も効率的**
また、今後の日本全国への5G展開を見据えると
FFの利用機会はますます高まると想定

次世代インフラ整備促進において重要な卸役務
(提供条件の透明性・適正性確保が必要)

	構築スピード	運用保守
フレキシブルファイバ	手続き一本化 (共架申請)	1社提供
自前構築	各社手続き (複数申請)	障害時事業者切り分け煩雑

※ 次世代競争ルール検討WG(第2回)当社プレゼン資料より抜粋

5G時代における光アクセスのニーズの高まり 14

Society5.0では様々な産業での5G活用が見込まれ、
これまで光ファイバ需要のなかった山間部などのルラルエリアを含め、
日本全国に5G基地局を迅速に展開していくことが必要

アクセスとしての**光ファイバの重要性は5G時代に向けて益々高まる**

「内閣府HP」より
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

※接続料の算定等に関する研究会(第28回)当社プレゼン資料より抜粋

1.FTTH市場環境について

2.卸の重要性評価の整理方針について

3.適正性検証について

4.フレキシブルファイバについて

5.まとめ

- FTTH市場は、NTT東西殿の市場独占性が強く、実質的に**NTT東西殿が市場価格を決定づけている状況**
- 上記のような状況に鑑みれば、光サービス卸料金の適正性確保には、**1ユーザあたりの接続料水準との連動性評価も必要**
- フレキシブルファイバについては、ガイドライン化も含めて、早急に研究会で議論すべき